

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 2 月 13 日

尾花沢警察署長 鈴木 英一

1 入札の場所及び日時

場所	日時	備考
山形県尾花沢市横町二丁目 4 番 1 号 山形県尾花沢警察署 2 階会議室	令和 8 年 3 月 13 日（金） 午前 10 時	

2 入札に付する事項

(1) 貸し付ける行政財産及び貸付期間

貸し付ける行政財産	貸付期間	自動販売機の種類
山形県尾花沢市横町二丁目 4 番 1 号 山形県尾花沢警察署 1 階ホール イ 建物 1.10 m ² (幅 1.1m、奥行 1.0m) ロ 建物 0.24 m ² (幅 0.4m、奥行 0.6m) 合計 1.34 m ²	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで	イ 飲料用（募金付）1 台 ロ 回収ボックス (高さ 2.3m 以内)

(2) 行政財産の貸付けに係る条件等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。

(3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。

(4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接
的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。

(8) 2の(1)の行政財産に設置する自動販売機で販売する商品に関し、法令の規定により必要な
許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当す
る部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形県尾花沢市横町二丁目4番1号

山形県尾花沢警察署 会計課 電話番号 0237-24-0110

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 尾花沢警察署会計課で交付するほか、山形県のホー
ムページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数がある
ときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに
該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その
他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の
(1)の行政財産に設置する自動販売機の仕様に適合するものとして作成した自動販売機の仕
様書(以下「自動販売機仕様書」という。)を令和8年2月27日(金)午後5時15分まで
に提出すること。

(2) (1)により提出された自動販売機仕様書については、2の(1)の行政財産に設置する自動販
売機の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、
当該自動販売機仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、
談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により貸付手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。